**様式第七号の五**（第十四条の十五関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （A４）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３ | ７ | ０ |

**宅地建物取引士証**

**再交付申請書**

証 紙 欄

（消印してはならない）

 年 月 日

 香 川 県 知 事 殿

 郵便番号　（　 ― ）

 申請者 住 所

 氏 名

電話番号 （ ） －

＊

＊

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  受 付 番 号 |  | 受 付 年 月 日 |  申請時の登録番号 |
|  |  |  |  |  |  | ＊ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ― |  |  |  |  |  |  | ― |  |
|  受 講 年 月 日 |
|  |  |  |  |  |  |  |

宅地建物取引業法施行規則第14条の15の規定により、下記のとおり宅地建物取引士証の再交付を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |
|  |  年 月 日 |
| 再交付を申請する理由 |  1. 亡失　　2. 滅失　　3. 汚損　　4. 破損　　5. その他の事由 |
|  |

確認欄

＊

備　考

1. 申請者は、＊印の欄には記入しないこと。
2. 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「１」を記入すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （記入例） | ３ | ７ | ― |  |  |  | １ | ０ | ０ | ― |  | [香川県知事登録第１００号の場合] |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 02 | ­青森県知事 | 17 | 石川県知事 | 32 | ― | 47 | 沖縄県知事 |
| 03 | 岩手県知事 | 18 | 福井県知事 | 33 | 岡山県知事 | 51 | 北海道知事（石狩） |
| 04 | 宮城県知事 | 19 | 山梨県知事 | 34 | 広島県知事 | 52 | 北海道知事（渡島） |
| 05 | 秋田県知事 | 20 | 長野県知事 | 35 | 山口県知事 | 53 | 北海道知事（檜山） |
| 06 | 山形県知事 | 21 | 岐阜県知事 | 36 | 徳島県知事 | 54 | 北海道知事（後志） |
| 07 | 福島県知事 | 22 | 静岡県知事 | 37 | 香川県知事 | 55 | 北海道知事（空知） |
| 08 | 茨城県知事 | 23 | 愛知県知事 | 38 | 愛媛県知事 | 56 | 北海道知事（上川） |
| 09 | 栃木県知事 | 24 | 三重県知事 | 39 | 高知県知事 | 57 | 北海道知事（留萌） |
| 10 | 群馬県知事 | 25 | 滋賀県知事 | 40 | 福岡県知事 | 58 | 北海道知事（宗谷） |
| 11 | 埼玉県知事 | 26 | 京都府知事 | 41 | 佐賀県知事 | 59 | 北海道知事（網走） |
| 12 | 千葉県知事 | 27 | 大阪府知事 | 42 | 長崎県知事 | 60 | 北海道知事（胆振） |
| 13 | 東京都知事 | 28 | 兵庫県知事 | 43 | 熊本県知事 | 61 | 北海道知事（日高） |
| 14 | 神奈川県知事 | 29 | 奈良県知事 | 44 | 大分県知事 | 62 | 北海道知事（十勝） |
| 15 | 新潟県知事 | 30 | 和歌山県知事 | 45 | 宮崎県知事 | 63 | 北海道知事（釧路） |
| 16 | 富山県知事 | 31 | 鳥取県知事 | 46 | 鹿児島県知事 | 64 | 北海道知事（根室） |

1. 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記すこと。
2. 汚損、破損又はその他の事由を理由に申請する場合は、申請者が現に有する宅地建物取引士証を添付すること。